

建設環境委員会記録（速報版）

令和7年6月17日開催

付議事件

1 第44号議案 府中市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件1、第44号議案 府中市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○伊藤和則道路課インフラマネジメント・維持管理等担当主幹 ただいま議題となりました第44号議案 府中市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。今回の改正は、道路占用料の見直しに伴い所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、議案書に基づき御説明させていただきます。

システムの2ページをお願いいたします。道路占用料徴収条例の別表でございますが、令和6年の固定資産評価額を用いた算定により、表中の下線が引かれた占用料の額について、右側の改正前から左側の改正後に見直しいたします。御説明におきまして、占用物件ごとに変更のない部分は省略させていただき、占用料の変更部分について御説明させていただきます。また、表中の占用料を示す箇所「A」と表記する箇所がございます。こちらのAとは、近傍類似の土地の時価を表すものとなりますが、現在、本市において該当する占用物件はございませんので、こちらの部分につきましても説明から省略させていただきます。なお、表中の占用物件欄に「法」とお示しする箇所がございますが、この法とは道路法を指すものとなりますので、よろしくお願いいたします。

占用物件「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」でございますが、「第一種電柱」が3,140円から3,560円とするほか、「第二種電柱」から以下、システムの3ページにまたがりまして、「その他のもの」まで記載の占用料へと変更するものでございます。

続きまして、「法第32条第1項第2号に掲げる物件」でございますが、「外径が0.07メートル未満のもの」が110円から130円とするほか、「外径が0.07メートル以上、0.1メートル未満のもの」から「外径が1メートル以上のもの」までを記載の占用料へと変更するものでございます。

続きまして、「法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設」でございますが、5,610円から6,370円へと変更するものです。

続きまして、「法第32条」、システムの4ページにまたがりまして、「第1項第5号に掲げる施設」でございますが、「上空に設ける通路」が7,120円から9,720円とするほか、「その他のもの」までについて記載の占用料へと変更するものです。

続きまして、「法第32条第1項第6号に掲げる施設」でございますが、「祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの」が140円から190円とし、「その他のもの」が1,420円から1,940円へと変更するものです。

続きまして、「道路法施行令第7条第1号に掲げる物件」でございますが、「看板」のうち、一時的に設けるものが1,420円から1,940円とするほか、以下、システムの5ページにまたがりまして、「アーチ」の「その他のもの」までを記載の占用料へと変更するものでございます。

続きまして、「令第7条第2号に掲げる工作物」でございますが、5,610円から6,370円へと変更するものです。

続きまして、「令第7条第4号に掲げる工事用施設、及び同条第5号に掲げる工事用材料」でございますが、1,420円から1,940円へと変更するものです。

続きまして、「令第7条第6号に掲げる仮設建築物、及び同条第7号に掲げる施設」でございますが、560円から630円へと変更するものです。

以下、「令第7条第8号に掲げる施設」以降、システム6ページにまたがりまして、土地の時価から算出する占用料となり、現在、本市では該当する占用物件はございませんので説明は省略させていただきます。

最後に付則でございますが、付則第1条は施行期日を定めるもので、令和8年4月1日から施行いたします。

付則第2条は、別表の適用に関する改正規定の経過措置を定めるものでございます。

付則第3条は、占用者の負担が急激に増大することを避けるため、見直し後の道路占用物件の単価が、見直し前の単価に100分の130を乗じて得た額を超える場合は、見直し後の単価に至るまで、毎年度、その前年度の単価に100分の130を乗じて得た額にとどめる経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいでしょうか。特に質疑はないかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第44号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第45号議案 府中市下水道条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件2、第45号議案 府中市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 ただいま議題となりました第45号議案 府中市下水道条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、災害その他非常の場合において、排水設備の新設等の工事の円滑な実施を担保するため所要の改正を行うものでございます。それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

初めに、第7条は排水設備の工事の実施等について規定しておりますが、災害その他非常の場合においては、ほかの市町村長等が指定する指定下水道工事店であっても、本市内の排水設備の新設等の工事を行うことができるよう見直すとともに、条文の記載内容を整理するものでございます。

最後に付則でございますが、公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。野口委員。

○野口なお委員 御説明ありがとうございます。もちろん説明に、災害のために円滑な実施をということだと思うので、それを前提にお聞きしたいんですけども、ちょっと言葉が難しく、どっちがどっちというのが分かりづらいんですけど、もちろん円滑なということだと思うので、緩んだって言ったら変ですけど、もうちょっと横串というか、スムーズに動くようにつくられたと思うんですけど、そこら辺をもう少し、前とこれが変わりますみたいな、業者がとか、その辺が分かれば教えてください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 お答えさせていただきます。こちらの見直しの具体的な内容、

効果といったところでございますが、背景といたしましては、令和6年能登半島地震で多くの家屋の排水設備が破損し、また、現地の指定下水道工事店自身も被災したことで、工事の担い手が不足して、排水設備の復旧が遅れる事態が生じたということがございます。このことを踏まえまして、国のほうの通知があったんですが、災害その他非常の場合においては、ほかの市町村等が指定する指定工事店であっても、条例に規定することによって、その自治体内の排水設備の工事等を行うことができるんですが、具体的に言いますと、現状の規定においては、事前に申請をいただいて、指定することによって工事を担わせることができるんですが、そちらの条件といたしまして、まず、事業所が東京都内にあることを条件としております。ただ、災害その他非常の場合においてはその要件を外しまして、緩和することによって、広域的な災害であっても対応するような形で、こちらは規定を整備するものでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なお委員 ありがとうございます。業者は、都内、都外ということになると思うんですけど、それって事前に、うちはそれに入っているとか入っていないかというのはもうみんな分かっている、リストじゃないけど、あったりするんでしょうか。すいません、お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 まず現状、直近の5月1日現在であるんですが、府中市で指定している工事店については全部で342店舗ございます。そのうち、市内の業者については44店舗になっておりまして、都内の区市町村等に事業所がある市外業者として298店舗ございます。こちらについては、もちろん担当課のほうでは、リストアップというか、管理しておりまして、必要に応じ、市民の方からこういった事業所で工事を行えばいいかというところは御案内をしているところでございます。今回、この条例改正のほうをお認めいただいた際には、市外の業者、他県の業者とかに、府中市においてはこういった形で対応しますよって事前にお知らせするというよりは、災害時に、そういった形で国なりもアナウンス等をすると思うんですが、そういった形の際に、他県の業者等であっても市内の工事等を御協力いただく、そういった運用を考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なお委員 ありがとうございます。意見なんですけれども、最後、災害が起きたら国がみたいない感じだったんですが、事前に何かできればいいなと思います。それで、私、能登には行ったというのを一般質問で言ったことがあるんですけど、結局本管は来ているんだけど、そこから枝で家に行く工事が全然人が足りなくて、そこまで水が来ているけど家に入ってこないというのがすごく多かったと現地でも聞いていますし、その後の国会なんかでも審議されていたと思うんですけど、大きい災害のときにはそういうことも起こっているんで、今回、能登の災害があつてからの国からの動きだと思いますので、また丁寧にこれは扱っていただいていると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 災害その他非常の場合においてということなんですけど、そうじゃない通常のときには、他の市町村の指定というのはどうなるんですかね。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 お答えさせていただきます。現状、通常の指定下水道工事店の指定においては、東京都内に事業所を置くというところを要件にしておりまして、先ほども御答弁させていただいたとおり、5月1日現在で全部で342店舗あるんですが、市内は44店舗、市外は298店舗。ただ、市外については、あくまで東京都内に事業所を置く

ということですので、他県の工事店は現状含まれていない形です。

こちらについては、工事を担うという予定がある際に、本市のほうに、担当課のほうに御申請をいただいて、その条件、ほかにも幾つか要件がありますので、そちらの要件等を確認した上で指定を行い、その後に工事を担っていただくという運用になっております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 府中以外の指定業者に工事を行わせる必要があると認めるときということは、これは誰が判断するんですか。

○奈良崎久和委員長 よろしいですか。答弁願います。どうぞ。

○奥 恵 一下水道課長補佐 お答えいたします。それぞれのお宅、あくまで市民の方の宅地内における排水設備の工事でございますので、まず、その工事については、市民の方がどこの工事店にお願いするかというのは、一応民民の契約の中で決めることができるものでございます。一般的に、主にはやはり市内の工事店が担っていることが多いんですが、市外の工事店が、事前に届出があるんですが、この工事を担いたいということでは届出があるケースとしては、例えば建て売りの宅地であって、ハウスメーカーが市外の業者であると、必ずしも市内の工事店じゃなくて、都内の区部だったり他市だったりという工事店が下水道の排水設備の工事も担っていることが多いかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 いずれにしても、市内の業者があまり不利益を被らないように御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 御意見ということで。ほかにございますか。稲津委員。

○稲津憲護委員 1点だけ確認させてください。災害その他の部分で、その他の部分の想定というのをもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵 一下水道課長補佐 その他ということでどういったものを想定しているかというところでございますが、その他として、今回この条例の中で想定しているものとしましては、武力攻撃事態であったり大規模テロなど、いわゆる災害には当たらないけれども、それと同等の何か市内に被害が生じることで、災害と同様の対応で至急の工事を行うことが必要であるものを想定しているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 稲津委員。

○稲津憲護委員 お答えありがとうございました。その他の意味というのはそこにあったのかなということで改めて確認させていただきました。いずれにしても、この条例改正案に当たっては、災害時ということを主眼に置いた内容であり、今までの事例を踏まえても、やはり必要な部分では確かにあると思いますので、今回の議案に関しては賛成をいたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 よろしいでしょうか。御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第45号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 陳情第7号 京王線府中駅の「公衆トイレ」表示及び段差対策を求める陳情

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件3、陳情第7号 京王線府中駅の「公衆トイレ」表示及び段差対策を求める陳情を議題といたします。陳情の朗読をお願いします。どうぞお願いします。

○二村善久議事課長 陳情人住所氏名は、府中市晴見町3-7-44、丁 弘之さん。件名は、京王線府中駅の「公衆トイレ」表示及び段差対策を求める陳情。

標記の「トイレ」は2018年、京王線府中駅1階モールのリニューアルに併せて、けやき並木口エスカレーター横の「だれでもトイレ」とともに設置され、既に7年が経過しました。この「公衆トイレ」設置は市民と市議会の20年余りにわたる歴史があります。1994年6月の市議会第2回定例会は、「京王線府中駅下に公衆トイレを設置することの陳情」を全会一致で採択しました。しかし、府中市は「駅周辺の公衆トイレは充足している」と市民の願いに耳を貸さず、この議会決議を無視してきました。それから20年、府中駅南口再開発が進行する中で「府中駅バスターミナルに公衆トイレをつくる会」（武田正實代表）が市の担当部局との交渉、京王電鉄への要請を重ね、2014年に2,400筆の署名を高野律雄市長に、同年6月の市議会に陳情を提出。再び議会は満場一致で陳情を採択。市長交渉も行う中、市は決断。2018年、京王府中駅ショッピングセンター1階のリニューアル完成に伴って、1階啓文堂横に「男女公衆トイレ」、けやき並木側エスカレーター横に24時間対応の「だれでもトイレ」がオープンしました。しかし、問題が未解決のまま今日に至っています。

一つは公衆トイレ入り口に「トイレ表示」がないこと。また、入り口に15センチメートルの段差があり、繰り返しの要請にも改善が図られず、極めて危険な状態が放置されていることです。2009年に制定された「府中市福祉のまちづくり条例」は「ユニバーサルデザインの理念の下、府中市を高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めた全ての人のために、住みやすい、訪れやすいまちへと発展させる」と述べ、条例施行規則で「便所があることを表示する標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける」と明確に述べています。さらに同条例は24条で「市長は福祉のまちづくりを積極的に推進するため、自ら設置する都市施設について、率先して整備基準に適合するよう努めるものとする」と述べています。この条例の立場から以下要望いたします。

陳情項目①、入り口に「トイレ」の表示を行うこと。②、入り口の15センチメートルの段差を解消すること。段差があることを知らせる「危険」表示を行い、手すりを設置すること。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 それでは、陳情者の方がお見えになっておりますけれども、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、陳情者の方から補足説明をお受けするため、委員会を休憩いたします。

午前9時51分 休憩

午前10時6分 再開

○奈良崎久和委員長 それでは、委員会を再開いたします。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 ありがとうございます。幾つか質問がございます。

まず、長いやり取り、いきさつがあって、府中駅に公衆トイレができたという話を伺

ったんですけれども、まず、現在のトイレ表示についてですけども、こういったいきさつでこの表示が決まったのかを教えてください。

また2点目です。建物自体は、市の所有する建物ではなく民間の所有物だと思うんですけども、所有する事業者とはどういった話をされているのか確認させてください。

また、もう1点、そのほかの、例えば市民の方から、この件についての苦情や要望といったものが挙がっているのかどうか、ありましたら確認させてください。

以上お願いします。

○奈良崎久和委員長 以上3点ですね。答弁願います。どうぞ。

○舟山祐一郎環境政策課長補佐 初めに、1点目のこういったいきさつで表示が決まったのかというところでございますけれども、現在のトイレの案内表示に当たりましては、府中駅西側にあるバリアフリートイレ及び男女トイレの案内板表示につきまして、市民の皆様が分かりやすく御利用いただけるように、案内表示の適切な配置や表示方法について、トイレ設置に係る陳情をいただきました府中駅バスターミナルに公衆トイレをつくる会からの御意見を伺いながら設置してまいりました。このことにつきましては、駅ビル所有者である鉄道事業者の御理解と御協力を得るなどのプロセスを経て設置させていただいたものでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○谷口大和道路課長補佐 続きまして、2点目の民間の所有物になっております駅ビル所有者の見解につきまして、お答えさせていただきます。駅ビル所有者である鉄道事業者とは、令和2年の陳情の際に確認をさせていただきまして、今後、店舗の改装や改修時に併せて、設置した表示の見直しや追加表示につきまして御相談に乗っていただけることとなっております。また、先日改めまして、段差を含めた現在の御見解を確認させていただきましたが、その考えに変更はないと伺っております。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○舟山祐一郎環境政策課長補佐 続きまして、3点目のそのほかの市民の方々からの苦情、要望等でございますけれども、トイレに関しましては、表示が分かりづらい、また、見えづらい、もしくは追加設置を求める声などにつきましては、過去に陳情の提出があった以外の方からは一切ございません。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。今のお話ですと、表示につきましては、その当時の陳情していただいた団体の方や京王線の事業者の方々とも相談した上で今回の表示に決まったというような話だと理解いたしました。ある程度、その時点で御要望等は伺えたという形だと思います。

また、建物については、施設利用者の方の入替えであつたりのタイミングで改修を検討するというお話を事業者の方もしていただいているようなので、今回、お店自体が入れ替わる可能性があるというような話もあるようですので、そういったタイミングでしたら、民間の事業者の方に相談するというのは可能だと思いますので、そこはお伺いをするというのの一つできるのかなと、聞いて思いました。

また、こちらのトイレですけども、公衆トイレ、すぐそばに男女公衆トイレとだれでもトイレがある立地だと理解しております。段差につきましては、外から中に入る際には段差の危険といった表示があつて、中から外に出る際には表示がないという話ですけども、それは本屋の利用者の方についても、トイレを利用する方についても同じ条件で、中から外に出る際には、段差があるというのは危ないのかなと理解しております。何かしら表示は、対応は、そちらも施設の民間の利用者の方に、表示については御相談できる部分もあるかもしれませんので、そこはお声がけしてみても、対応できる部分は対応してもらいような相談ができればと思います。

また、どうしても府中市の建物ではないので、そこは建物所有者の方の御意見がやはり一番大事だと思いますので、そこは所有者の方の御意向に沿って話を進めていただければと思いますし、すぐそばにバリアフリーのだけれどもトイレがあるという現状もありますので、トイレが設置されてから長い期間がたっておって、だれでもトイレの存在自体も皆さんよくよく御存じだと思いますので、それぞれ使い分けていらっしゃるのかなと思いますので、この話につきましては、だれでもトイレが代替案としてあるという意味においては、今回の陳情については不採択という立場ですけれども、所有している民間の事業者の方に御相談できることは、市から御相談していただければと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 御意見をいただきました。そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 今のお話だと、所有者のほうで新たにリニューアルするまではできないというお話。これは、未来永劫そうなるのかどうか分からないですけど、陳情文の中に、市長交渉も行ったということ、それから、市が決断をしたということですね。トイレに表示をするということと段差を解消するという、それは何でできないんですかね。それは所有者の判断ということかもしれないんですけど、過去、市長自ら決断をして、交渉をしてトイレが設置されたということがあったわけです。こんな小さなこと、ぜひ市長が先頭になって交渉していただきたいと思いますね。

○奈良崎久和委員長 できないのかについては御質問ということでよろしいですか。

○そなえ邦彦委員 はい。

○奈良崎久和委員長 答弁をお願いします。お願いします。

○谷口大和道路課長補佐 まず、段差がなぜ解消できないかというところについてお答えさせていただきます。まず、市の土地じゃないというところが1点ございまして、スロープを設置する場合につきましては、南側のル・シーニュの土地を使う必要がございします。今、通路機能があるところに対して、スロープ及び手すりを設置するということになりますと、通路機能の一部が阻害されてしまうということから、設置はなかなか難しいというようなお考えを承っております。

一方、施設会社のほうに段差解消をするためには、先ほどと答弁が一緒になってしまいうんですけれども、改築のタイミングということが施設会社から言われている話になっておりますので、改築のタイミングについて協議をさせていただいた上で、市としてできるものを検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 市議会で全会一致で採択を陳情したということで、動いて、トイレが設置されたということも過去にあるわけです。ですから今回も、やはり議会で全会一致で可決をして、反対の方もいらっしゃいますけど、そういう議会の意思を表明することから、私はこの陳情については採択ということで。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。先ほどは失礼いたしました。三つほどお願いいたします。

こちらは、できて7年ということになるんですかね、2018年からということで。できてから陳情有り、要望があったりしたんですけれども、この件に関して、職員たちの中で予算の検討みたいなものはあったのかなというのが一つです。

二つ目、先ほど、ちょっと重なるのがあったかもしれないと思うんですけれども、段差ですよ。②の段差の解消というところなんですけれども、陳情者は冷やりと、転びそうになったことがあったと先ほど言っていましたけれども、市のほうに、転んだとか危ないと思ったとか、実際に何か知っていることがあれば、件数とかが分かればお願いいたします。7年もあるので、どういう状況が教えてください。

三つ目、陳情の項目1、2とあるんですけれども、細かくすると三つあると思うんで

すね。表示というのと段差を解消する、バリアフリーにする工事と、三つ目は手すりということになると思うんですけども、この三つを、これに対して工事というか、ハードルとして三つもし分けて考えたときに、ハードルの高い順に、市としてはどういうふうに考えているかというのを教えていただけたらと思います。すいません、三つお願いします。

○奈良崎久和委員長 以上3件ですね。答弁願います。どうぞ。

○舟山祐一郎環境政策課長補佐 初めに、1点目の職員の中で予算の検討はあったかということでございますけれども、本件につきましては、鉄道事業者の財産に関する部分でもございますので、予算の検討はまだそこまで至ってなく、事前に事業者との協議が先と考えているところでございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○谷口大和道路課長補佐 続きまして、2点目の段差解消、段差で転んだというような情報が入っているかという話でございますが、市のほうにはそういうお話は入っておりません。

続きまして、3点目の表示、手すり、設置に対してハードルが高い順番という話だったと思うんですけども、まず手すりと段差解消というのは基本的にセットと捉えております。段差解消に対してはスロープというのが一義的に考えるところになると思うんですが、スロープの横には手すりがセットになりますので、手すりをつけたスロープというのが一番ハードルが高いものだと考えております。その次が表示ではないかと考えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。ごめんなさいね、勝手に三つに分けちゃって。セットだったんですね。やっぱり市民の思いをぜひ受け止めていただきたいと思いますし、個人的なことを言うと私も、このようにバリアフリー化をいつも市の皆さんにお願いをしている立場としまして、ぜひ受け止めていただきたいと思いますということで採択とさせていただきます。

○奈良崎久和委員長 御意見を伺いました。ほかにございますか。稲津委員。

○稲津憲護委員 お尋ねをいたします。まず、いま一度確認したいんですけども、陳情者の方が、先ほど休憩中の質疑で、柱のところ、ル・シーニュの所有物なんですけども、こここのところにトイレ表示をできるかどうかの話合いの場というか、理事会とかで諮ったかどうかの確認と、もしやったのであれば、具体的にいつだったのか、どんな話合いが理事会の中で出て、結果としてどういうふうになったかというのを、いま一度そのところを詳しく教えていただけますかね。これは議会でも出ていた話だったので、そこをよろしく願います。

あと、技術的なことなんですけども、段差の部分で、技術的にスロープにすること自体が、これって不可能なものなのかどうかというのを、所有者がどこ云々ということではなく、技術的に考えてどうなのかというのを見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○舟山祐一郎環境政策課長補佐 初めに、ル・シーニュの管理組合との調整の状況でございますけれども、理事会等には諮ってはいない状況でございまして、関係者の方と話合いの場を持たせていただきました。前段といたしまして、設計の段階におきまして、店舗運営の観点から、トイレ出入口の設置や案内表示については、ル・シーニュ側に向けることについて、よい感触を持たれてなかった状況でございます。話合いの中で、ル・シーニュ側の橋脚につきまして、4本ございますけれども、そこにトイレの表示を設置することについては、当該場所がル・シーニュのマンション出入口になっていることから、居住者の理解が必要なことや、隣接いたします店舗運営面の観点など、権利者が非

常に多く、合意形成を図るのが難しいという話を伺っており、具体的な進展はないような状況でございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○谷口大和道路課長補佐 続きまして、2点目の技術的に段差スロープが可能であるかということに対してお答えさせていただきます。スロープにつきましては、長さや位置等、設置のための条件がございますが、条件が整った場合につきましては、技術的に段差スロープについては設置が可能であると考えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 稲津委員。

○稲津憲護委員 それぞれ御答弁ありがとうございます。幾つか明らかになったこと、また、市として働きかけ、ただ理事会にかけてなかったということね。一応要望を出していた部分があるので、そこはしっかりやらしてもらわないといけないなと思っています、ごめんなさい、もう一つお尋ねしたいんですけど、だれでもトイレじゃなくて公衆トイレのほうの所有分の部分というのは、これは京王電鉄、公衆トイレから通路も含めて、それと公衆トイレの管理も含めて、管理とかはどなたになっていますかね。府中市のものになっていますかね、公衆トイレというからには。そこのところを1回確認させてください。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。お願いします。

○舟山祐一郎環境政策課長補佐 まず、公衆トイレの管理の部分でございますけれども、財産区分は鉄道事業者の財産となっておりますけれども、不特定多数の公衆トイレの機能を持たせているというところで、過去の陳情等の経緯がございまして、京王電鉄に御理解をいただいて設置したところでございますので、維持管理を行っているのは鉄道事業者となりますが、費用については市と鉄道事業者で2分の1ずつ負担しているところでございます。

次に、通路の所有権でございますが、こちらはル・シーニュの所有となっております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。稲津委員。

○稲津憲護委員 通路というのは、公衆トイレから外に出る出入口のところですよ。ここも含めて、これがル・シーニュにということでもいいんですかね。雨水をあれするグレーチングが写真で見えるんですけど、そこの直前のところはル・シーニュなんですか。これ、京王電鉄じゃないんですか。そこを確認させていただきたいと思います。

○奈良崎久和委員長 お願いします。

○谷口大和道路課長補佐 訂正させていただきます。今グレーチングの部分までにつきましては駅ビルになりますので、京王電鉄の土地になります。グレーチングから南側につきましては通路になりますので、ル・シーニュの土地というすみ分けになっております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 稲津委員。

○稲津憲護委員 幾つかお尋ねさせていただきました。いろいろ明らかになったので、ありがとうございます。当初、この陳情をいただいたとき、補足の説明のやつをいただくまで、私自身、思い違いというか、ちょっと勘違いしていたところがあって、入り口の段差のところというのが、だれでもトイレのほうの段差、あそこ勘違いしていたかなというのも正直あったんで、実際どうなのかなと思って、よくよく今回、補足の資料を頂いて、ある意味、自分もそこのところが改めて分かりましたので、トイレの表示自体は、一般の市民が利用する際には、これはもう少し見やすいものは必要だという必要性、これ自体は理解するんです。実際、じゃ、どこにするかというところで、一応働きかけはやっていらっしゃったということで、市の行政の部分は分かりました。ただ、それが

なかなか思うような結果にはなっていないということで、そのところは理解しますが、あとは、この柱の部分とは別に、ドアもしくは横のところの何らかの工夫をできないのかな、工夫できる余地はあるんじゃないかなというのは正直感じるところなんです。そこで、いま一度市のほうでも検討する余地を持っていただいて、京王電鉄とお話をする機会を持っていくことは必要じゃないかなと思っています。

陳情の二つ目の段差の部分、これも技術的には可能ということでお答えをいただいております。土台の部分に、すごく大がかりなことになるかどうかというのも分かりませんが、技術的に不可能ではないということでは、引き続きこのところは働きかけをぜひ行っていただきたいとは思っていますよね。段差があるからといって全く利用できないかという、実はだれでもトイレがあるということで、高齢者もしくは車椅子の方、また視覚障害の方も含めて、そういったところの利用というの、それを誘導するような形も工夫をしてやっていくこともあるとは思いますが、いずれにしても、ただバリアフリーのまちづくりという部分では、市として取り組むべきところは十分に行っているかといえば、まだできる余地はあるんじゃないかとも判断をいたします。そういった意味では、今回の陳情に当たって、会派の話合いの中では、まだ十分な結論までは至っていなかった部分あるんですけれども、今回のこの委員会の場で、私といたしましては採択を主張させていただきたいと思います。その上で、行政の側もこれから取り組むべきところをぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○奈良崎久和委員長 福田委員。

○福田千夏委員 恐れ入ります。意見のみ述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。このトイレの陳情に関しましては、設置のところから、かなり長年にわたりまして、様々議会も陳情をお受けして、採択をしながら、ようやく設置に至るところになりました。令和2年度の1定のあるときにも陳情が出された折には、いわゆる設置はされたけれども、見づらかったというか、どこにトイレがあるかという表示が本当に分かりづらい。誰が見ても分かるような表示をというところで、恐らく令和2年度は陳情が出されたと思います。そのときも、また、先ほどの質疑の中でも御説明がありましたが、いわゆる設置においては、トイレを設置していただきたいという団体と、あと事業者側のほうとの話合いの中で現行のトイレが設置をされたという経緯は伺っております。先ほども、設計の段階において、店舗の運営の観点からトイレ出入口の設置や案内表示については、ル・シーニュ側に向けることについてはよい感触を持たれなかったと御答弁をいただきました。こういう事情があって、現在の表示状況になっていると思います。

全く何もないかというところではなくて、いろいろな案内表示も工夫をされておりますし、ただ、ぱっと見て分かるかといったら、やはりそれはちょっと分かりづらいかなというのは正直な私の思いでもあります。今できるところの範囲はやっていただいていると思っております。いわゆる段差においても、バリアフリーの観点から段差がないのは一番なんです、構造上の問題で、あれは致し方ないというところもあります。

あとスロープをつけるという状況も、市がつけるわけにもいかないもので、事業者側のほうに、京王もしくはル・シーニュ側、二つの事業者が入っていますので、その御協力が否めないというところ。あと、スロープをつけると、先ほども言ったように、あそこ、真ん中が通路になっていますので、通路を一部阻害してしまうという。手すりもそうですね。逆に、あえて新たな危険性を生むことにもなるというところもあるので、ここは慎重にしっかりと設計もしていかなければいけないという事情もあります。いわゆるバリアフリートイレもありますし、段差のことにしまして、店舗営業時間内に関しては、店舗側から入れば、本当にバリアフリーという形になると思うんです。段差がないという形になると思います。そういったところも鑑みて、段差については、先ほど休憩中の陳情者の説明にもあったように、足元注意というところが確かに必要なと

は思います。でも、ただ看板も実は設置されているんですよ。簡易的な看板なんですが、段差がありますという。あれも実は角度もあって、入るときに見えるかといったら見えないような角度。でも、フレキシブルに動かせるような簡単な看板なので、その置き方も注意を払っていただけるとありがたいなと思います。段差のところに蛍光テープみたいな、反射するようなものですね。だから、暗くても見えるような工夫もされていると思うんですが、もう一重、足元注意みたいな形がつけられるといいかなというのも私も率直には感じるところであります。

表示に関しても、ル・シーニュ側の御協力もあると思いますし、そこは慎重にやっていただきたいなとは思っておりますので、様々なところの御意見を聞きながら進めていただきたいのと、あと前回のときにも、改装時とか改修時に、様々な表示もそうですけども、そこも含めて考える余地はあるみたいな形のお答えをいただいているので、今回は先ほど陳情者がおっしゃったように、啓文堂から紀伊國屋に替わるからといって改修が行われるという動きでもなさそうですので、今回、そこは対象外じゃないかなとも思っております。そういった意味では、前回と実は同じなんですけれども、いろいろな御事情があって、できるところ、できないところという形でやっていただいていると思っております。

そういった意味では今回、陳情の要望のところ、趣旨のところ、トイレ表示を行うことというの、現行ができていうことと、あと入り口15センチの段差を解消するというの、今々すぐにということもできませんし、そういった意味では、手すり設置というの、現実的ではないということもございます。いろいろと調整もしていただいて、事業者ともお話しもしていただいているので、このまま現状進めていただいて、先ほどの、ちょっとした直せるところとか考えが変えられるというか、表示についてもできるところがあるかもしれませんので、今後も交渉を続けていただくということをお願いした上で、今陳情に関しましては不採択を主張させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○奈良崎久和委員長 意見が出そろったようですので、そうしましたら、これより採決をさせていただきます。

採択に御異議がございますので、挙手により採決をいたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 採択に賛成の方と反対の方が同数になるかと思うんですが、念のためお諮りをいたします。本件を不採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 ただいま、採決の結果、可否同数となります。よって、委員長は、委員会条例第16条第1項の規定により不採択と裁決をいたします。